

質問回答書

質問対象の工事番号	病建工 第1号
質問対象の工事名	市立秋田総合病院新病院建設工事

市立秋田総合病院新病院建設室

質問回答月日:令和元年9月10日

No.	質問および回答内容	
1	質問	(様式第8号)配置予定技術者調書に関して 配置予定技術者として専任で配置する監理技術者の配置が必要になる時期を御教えます。
	回答	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設連絡通路整備(図面Am-32参照)または仮設工事等が開始されるまでの間)は、監理技術者を専任で配置する必要はありません。 なお、仮設連絡通路整備は、立体駐車場建設工事の竣工までに完成するものとし、立体駐車場の供用開始後、仮設連絡通路整備を除く本工事の現場施工に着手可能なものとしします。